



申請サポートキャラバン隊（臨時出張会場） 設置のお知らせ



「家賃支援給付金 申請サポートキャラバン隊（臨時出張会場）」とは、常設の申請サポート会場でのサポートが得られにくい地域の商工会等に、スタッフを1週間程度派遣して、**電子申請を行うことが困難な方の、家賃支援給付金の申請をサポートする**ものです。

開催期間：2020年12月14日（月）～2020年12月20日（日）

※予約開始日時：2020年11月23日（月）

開催時間：9時00分～17時00分（最終受付15時30分）

※最終日：15時30分（最終受付14時00分）まで

開催会場：〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中2-1-34

鹿嶋市商工会館 2F カルチャー教室



とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減する家賃支援給付金を給付します。（申請期間：2020年7月14日から2021年1月15日まで）

給付対象者

2020年5月から12月の間に①、②のいずれかにあてはまる事業者

1 いずれか**1か月の売上**が
前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**

2 連続する**3か月の売上の合計**が
前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

給付額

中堅・中小企業や小規模事業者

最大**600万円**

個人事業者

最大**300万円**

給付額の算定法：申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

申請サポートキャラバン隊（臨時出張会場）のご利用方法は**こちら** ▶

来訪前にご準備ください

1 申請サポートキャラバン隊（臨時出張会場）は、完全予約制です

新型コロナウイルス感染防止の観点から、**完全予約制**としています。ご予約は、**下記の電話予約窓口**、または**家賃支援給付金ホームページ**よりお願いいたします。会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

電話で予約する

家賃支援給付金
申請サポートキャラバン隊
電話予約窓口

0120-150-413

※ 電話番号はお間違えないようにお願いいたします。

受付時間

9:00～18:00（土日・祝日を含む）

ホームページから予約する



パソコンで検索

家賃支援給付金

検索



スマートフォンで
QRコード読み込み



2 必要な書類をご用意ください

- (1) 「申請補助シート」を入手。※
 - (2) 申請補助シートの「必要書類一覧」で**必要書類**を確認し、用意。
 - (3) 申請補助シートに必要事項を記入。
- ▶ 「必要書類」の概要は、裏面でもご案内しています

※ 申請補助シートについて

- ・申請補助シートは、**ホームページから印刷**することができます。（パソコンで「家賃支援給付金」と検索してください）
 - ・また、申請補助シートを印刷することが困難な方のために、申請サポートキャラバン隊に印刷した申請補助シートをご用意しております。
- （資料受け取りのみの方は、来訪前の予約は不要です。※開催期間/開催時間をご確認のうえご来場ください）

注意事項

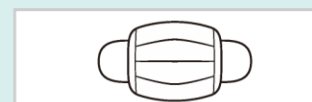
- 申請サポートキャラバン隊（臨時出張会場）にはコピー機をご用意しておりません。
- 必要書類は「中小法人等」と「個人事業者等」でそれぞれ異なります。
- USBメモリなどでデータを受け取ることもできませんので、必要書類のコピー（できれば現物）をご持参ください。
- 天候や災害等により、開催が中止または時間に変更になる場合がございます。

新型コロナウイルス対策について

申請サポート会場では新型コロナウイルス感染防止のため対策を実施中です。下記の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。



原則として申請者お一人様でご来場ください。



必ずマスクをご着用のうえ、ご来場ください。



当日は必ず検温のうえ、ご来場ください。また、37.5度以上の方は入場をお断りしています。



入場時には会場に設置のアルコール消毒液、手・指先の消毒をお願いします。

来訪の前に必要書類を用意！

個人

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類	以下すべて
・ 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚） ・ 月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（2枚） ※ 確定申告書第一表の控えには、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 ※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。	
申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など	以下のいずれか
・ 経理ソフトから抽出した売上データ ・ 表計算ソフト（エクセルなど）で作成した売上のデータ ・ 手書きの売上台帳のコピー ※ 2020年□月と明確に記載されていることをご確認ください。	
賃貸借契約書の写し	
・ 賃貸借契約書の契約書の写し ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。	
直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類	
・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など ※ 該当する振込がわかるよう対象箇所に印をつけてください。	
給付金の振り込みをする口座情報	以下すべて
・ 申請者本人名義の口座通帳の表紙 ・ 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方	
本人確認書類の写し	以下のいずれか
・ 運転免許証（両面） ・ 個人番号カード（オモテ面のみ） ・ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） ・ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面） 上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりとすることができます。 ・ 住民票の写しおよびパスポートの両方 ・ 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方	
誓約書	
・ 自署の誓約書 ※ 代表者の方の自署が必要です。	

来訪の前に必要書類を用意！

法人

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する、すべての事業年度の確定申告書類	以下すべて
・ 確定申告書別表一の控え（1枚） ・ 法人事業概況説明書の控え（両面） ※ 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。 ※ 確定申告書別表一の控えには、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 ※ e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。	
申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など	以下のいずれか
・ 経理ソフトから抽出した売上データ ・ 表計算ソフト（エクセルなど）で作成した売上のデータ ・ 手書きの売上台帳のコピー ※ 2020年□月と明確に記載されていることをご確認ください。	
賃貸借契約書の写し	
・ 賃貸借契約書の契約書の写し ※ 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。	
直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類	
・ 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など ※ 該当する振込がわかるよう対象箇所に印をつけてください。	
給付金の振り込みをする口座情報	以下すべて
・ 法人名義の口座通帳の表紙 ・ 法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方	
誓約書	
・ 自署の誓約書 ※ 代表者の方の自署が必要です。	

※ ご案内の必要書類がご用意できない場合でも、例外として代替書類をご用意いただくことで、申請を行うことができる場合があります。

お問い合わせ・相談窓口

家賃支援給付金
コールセンター

0120-653-930
※ 電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

受付時間 8:30～19:00
平日・日曜日対応（土曜日・祝日を除く）

※ 商工会と連携・協力し、申請者のご相談に対し必要な情報を提供するなどのサポート体制を整えておりますので、お近くの商工会にもご相談ください。



不正受給等への対応

虚偽申請による不正受給等が判明した場合、給付金の返還を求めるとともに、原則として申請者の事業者名等を公表します。また不正の内容によっては、刑事告発を行う場合もあります。

「中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業」は、中小企業庁より採択され、当庁監督のもと家賃支援給付金事務局が事務局業務を運用しています。

Copyright© 家賃支援給付事務運営コンソーシアム